

公益社団法人二本松青年会議所定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人（以下「本会議所」という。）は、公益社団法人二本松青年会議所（英文名 Junior Chamber International Nihonmatsu）と称する。

第2条 (事務所)

本会議所の主たる事務所を福島県二本松市に置く。

第3条 (目的)

本会議所は、青年の立場において、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに明るい豊かな地域社会の創造ならびに日本の繁栄と平和に寄与し、国際的理解と親善を深めることを目的とする。

第4条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
3. 本会議所は、剰余金の分配を行うことが出来ない。

第5条 (公益目的事業)

本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (2) 教育、スポーツ等を通じて次代を担う青少年の健全なる心身の発達を図ると共に、豊かな人間性を育み国や地域を牽引する人材を育成する事業
 - (3) その他、公益目的を達成するための事業
2. 前項の事業については福島県において行うものとする。

第6条 (その他の事業)

本会議所は、公益事業の推進に寄与するために必要に応じて次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識、及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所、及び公益社団法人日本青年会議所、並びに国内、国外の青年会議所、その他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (3) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

第7条 (事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員

第8条（会員の種別）

本会議所の会員は、次の5種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員
- （2）特別会員
- （3）名誉会員
- （4）賛助会員
- （5）準会員

第9条（会員の資格）

会員の資格は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。

（1）正会員 入会申込の時点で次に掲げる①から③のいずれかに該当する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者（ただし、年度内に満40歳に達した者は、当該事業年度内は正会員の資格を有するものとし、また、満40歳に達した事業年度中に理事長の職にあり、続いて次年度に直前理事長に就任した者は、その就任した当該事業年度内は正会員の資格を有するものとする。）

- ① 福島県二本松市（以降、同市とする）に住所を有する者
- ② 同市に勤務先を有する者
- ③ 本会議所の目的のために活動する意思のある者

（2）特別会員 満40歳となった事業年度の年度末まで正会員及び準会員であった者で、所定の入会申込書を提出した者

（3）名誉会員 本会議所に功労のある者で、理事会で承認を得た者（名誉会員からは会費を徴収しない。）

（4）賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認を得た者

（5）準会員 福島県二本松市に住所又は事務所を有する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者（ただし、年度内に満40歳に達した者は、当該事業年度内は準会員の資格を有するものとする。）

2. 満40歳に達した事業年度中に本会議所の理事又は監事であった者は、前項に関わらず選任の事業年度のうち、最終事業年度のものに関する定時総会の終結まで正会員の資格を有するものとする。

第10条（入会）

本会議所の正会員、賛助会員又は準会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. その他、入会に関する事項は、別に定める規程による。

第11条（会員の権利）

正会員及び準会員は、本定款に定めるものの他、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 特別会員、名誉会員及び賛助会員については、別に定める規程による。

第12条（会員の義務）

正会員及び準会員は、本定款に定めるものの他、諸規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2. 正会員及び準会員は、入会に際し、別に定める入会金を納入しなければならない。

3. 名誉会員を除く会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第13条（休会）

正会員がやむを得ない事由により、長期間出席出来ないときは、理事会の承認を得て、休会することが出来る。ただし、休会中の会費は免除しない。

2. 正会員が出産育児の事由により、長期間出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することが出来る。ただし、1年以内の休会とし、別に定める会費を納入しなければならない。

第14条（退会）

会員が本会議所を退会しようとするときは、当該事業年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 退会は、理事会に報告しなければならない。

第15条（除名）

正会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総議決権数の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することが出来る。

(1) 本定款、その他の諸規程に違反したとき

(2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき

(3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき

(4) その他、除名すべき正当な理由があるとき

2. 前項により正会員を除名しようとするときは、当該総会の一週間前までに当該正会員に理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3. 特別会員又は賛助会員が、第1項の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することが出来る。

4. 前項により除名が議決されたときは、当該会員に対し通知するものとする。

第16条（会員資格の喪失）

会員は次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第14条により退会したとき
- (2) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 第15条により除名されたとき
- (4) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき
- (5) 正会員全員が同意したとき
- (6) 法人又は団体が解散したとき

第17条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が第16条によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは出来ない。

2. 本会議所の会員は、その資格を喪失しても、既納の入会金、会費の返還その他いかなる請求をもすることが出来ない。

第3章 役員等

第18条（役員）

本会議所に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 1名以上5名以下 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 理事（前各号の理事を含む。） | 5名以上20名以下 |
| (5) 監事 | 1名以上3名以下 |

第19条（選任）

理事及び監事は、総会においてこれを選任する。

2. 理事は、正会員のうちから選任する。

3. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

4. 本会議所の理事のうち、理事のいずれか1人及びその配偶者、又は3親等以内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5. 本会議所の監事には、本会の理事（配偶者、又は3親等以内の親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。

6. その他、役員を選任に関して必要な事項は、別に定める規程による。

第20条（理事の職務権限）

理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事として、本会を代表し、業務を執行する。

3. 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。

4. 専務理事は、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事と

して、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。

5. 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第21条（監事の職務権限）

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査すること
- (2) 本会の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 総会及び理事会に出席し意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が、本会議所の目的の範囲外の行為、その他法令又は定款に違反する行為をし又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によって本会議所に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (7) その他一般社団・財団法人法に定める職務を行うこと

第22条（任期）

理事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2. 監事として選任された者は、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3. 本定款に定めた理事又は監事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。

4. 理事又は監事は、員数が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した後も、前項の規定により新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

5. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了のときまでとする。

第23条（辞任及び解任）

役員は、理事会の承認を得て辞任することが出来る。

2. 役員は、総会において解任することが出来る。ただし、監事を解任する場合は、総議決権数の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

第24条（直前理事長等）

本会議所には、直前理事長及び顧問（以下、「直前理事長等」という。）を置く

ことが出来る。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。
3. 顧問は、会員のうちから選出し理事会の議決によって選任する。
4. 顧問は、理事長の諮問に答え、業務についての意見を述べる事が出来る。
5. 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。
6. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第22条及び第23条の規定を準用する。
7. 直前理事長等は、無報酬とする。

第25条（報酬等）

本会議所の役員は、正会員資格を有する場合は、無報酬とする。他は、別に定める規程による。

第26条（取引の制限）

理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
 - (3) 本会議所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者の間における本会議所とその理事との利益が相反する行為
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第4章 総会

第27条（種類）

本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第28条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

2. 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第29条（権限）

総会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
会員資格、入会及び会費に関する規程

- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受
- (7) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 本会議所の解散及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定める他、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項の承認

第30条（開催）

定時総会は、毎年1月、及び9月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が議決したとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき
- (3) 監事から、会議の目的たる事項を示して開催の請求が理事長にあったとき

第31条（招集）

総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することが出来る。

2. 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、遅滞なく、請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3. 理事長は、前条第2項第2号の場合を除き、総会を招集するには、次の事項を理事会の議決によって決定しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することが出来ることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することが出来ることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるものの他、法務省令で定める事項

4. 総会を招集する場合には、会議の日時及び場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することが出来ることとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

5. 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知に代えて、電磁的方法による通知をすることが出来る。

第32条（議長）

総会の議長は、理事長又は正会員のうち理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、第30条第2項第2号により臨時総会を開催した場合は、出席正会員

のうちからこれを選出する。

第33条（定足数）

総会は、総議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。ただし、休会中の正会員は、現在数及び定足数に算入しない。

第34条（議決）

総会の議事は、一般社団・財団法人法及び本定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の議決は、総正会員の半数以上で、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 重要な財産の処分
- (5) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

第35条（書面による議決権の行使等）

総会に出席出来ない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。

2. 前項の場合において、前条の規定の適用については、当該正会員は、総会に出席したものとみなす。

第36条（議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

第37条（構成）

本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第38条（権限）

理事会は、本定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解職

- (2) 総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (4) 前各号に定めるものの他、本会議所の業務執行の決定
 - (5) 本会議所の事業計画及び予算決定
 - (6) 理事の職務の執行の監督
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することは出来ない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
4. 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることが出来る。
5. 顧問は、理事長の諮問に答え、理事会に出席し本会の運営に関する事項について助言することが出来る。

第39条（種類及び開催）

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、毎月開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 第40条第2項に定めるとき
 - (3) 第21条第1項第5号に定めるとき

第40条（招集）

理事会は、本定款に定める場合の他、理事長が招集する。

2. 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が自ら臨時理事会を招集することが出来る。
4. 理事会を招集する者は、理事会の日の4日前までに各理事、各監事、直前理事、直前理事長及び顧問に対し通知を発しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することが出来る。

第41条（議長）

理事会の議長は、理事長又は理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第21条第5項、若しくは、第40条第2項又は第3項の規定により

招集されたときには、理事の互選により議長を選任する。

第42条（定足数）

理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

第43条（議決）

理事会の議事は、本定款に別段の定めがあるものの他、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決する。

2. 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

3. 第1項の規定にかかわらず、一般社団及び財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第44条（報告の省略）

理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、前項の規定は、第20条第5項の規定による報告については、適用しない。

第45条（議事録）

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 例会

第46条（例会）

本会議所は、毎月1回以上の例会を開催する。ただし、例会を開催できないことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。また、総会を招集した月の例会はこれを省略できる。

2. 例会運営に関する必要な事項は、理事会の議決により定める。

第7章 委員会

第47条（委員会）

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議又は実施するために委員会を置く。

2. 委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

3. 委員会の委員長、副委員長及びその委員会に所属する委員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。

4. 正会員及び準会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長

等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

5. 委員会の運営については、別に定める規程による。

第48条（特別委員会）

本会議所は、必要に応じて特別委員会を置くことが出来る。

2. 特別委員会の運営については、別に定める規程による。

第8章 財産及び会計

第49条（財産）

本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

2. 本会議所は、次の各号に定める財産を、公益目的事業を行うために使用し、又は処分するものとする。ただし、法令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- (2) 交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
- (3) 公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- (4) 収益事業等から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産
- (5) 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- (6) その他法令で定める財産

3. 本会議所の会員から徴収した会費の100分の95以内を本会議所の法人会計に使用するものとし、会費の100分の5以内を本会議所のその他事業会計に使用するものとする。但し、会費を法人会計及びその他事業会計に使用した後に残余が生じた場合は本会議所の公益目的事業に使用する。

第50条（財産の管理・運用）

本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規程による。

第51条（会計原則）

本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第52条（事業計画及び予算）

本会議所の事業計画及び収支予算については、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 前項に規定する書類は、当該事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

第53条（事業報告及び決算）

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4. 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

第54条（公益目的取得財産残額の算定）

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

第55条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受）

本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金の場合には理事会の承認を得るものとし、それ以外の場合には総会において正会員の過半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2. 本会議所が重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときも、前項同様の総会の議決を得なければならない。

第9章 管理

第56条（管理）

本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置くことが出来る。
3. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める規程による。

第57条（備付帳簿及び書類）

事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。

- (1) 定款その他諸規程
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、作成したときから10年間保存する。

第10章 情報開示及び個人情報の保護

第58条（情報の公開）

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規程による。

第59条（個人情報の保護）

本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第60条（公告）

本会議所の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 定款の変更、合併及び解散

第61条（定款の変更）

本定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することが出来る。ただし、公益法人認定法第11条第1項各号に規定する事項については、行政庁の認定を受けなければならない。

2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第62条（合併等）

本会議所は、総会において、総正会員3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることが出来る。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

第63条（解散）

本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由の他、総会において総正会員の4分の3以上の議決により解散することが出来る。

第64条（公益目的取得財産残額の贈与）

本会議所が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を総会の議決を得て1ヶ月以内に、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第65条（残余財産の処分）

本会議所が、解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を得て、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第66条（清算人）

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

第12章 雑則

第67条（委任）

本定款に別に定めるものの他、本会議所の運営について必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則

1. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項による設立登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始日とする。
3. 本法人の最初の代表理事は、安齋淳とする。

平成25年9月19日改正

平成30年9月20日改正

令和2年9月17日改正（令和2年4月16日適用）

令和4年9月15日改正（令和4年1月1日適用）